

## 6 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

### (2) 業務継続(感染防止)体制の構築

#### ② 議会の体制

##### ア 災害対策会議の設置

議会は、議会機能を的確に維持するため、町の新型コロナウイルス感染症対策実施要領に位置づけられた新型感染症対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。

災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

(議会災害対策会議 8名又は9名)

構成員	議長	副議長	議運委員
役職	委員長	副委員長	
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○対策会議の運営に関すること ○議員の安否(健康状態)に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集・共有などに関すること ○町対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。なお、この取り扱いは、最初の災害対策会議で協議・決定し、その後の協議で取り扱いの変更をすることも可能とする。

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	町対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する。	議会事務局 (第1委員会室又はオンライン上)	議会事務局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。協議事項は、委員長が決定する。

※対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の後掲の参集基準と同様とする。

#### イ 対策会議などの指揮・命令系統

「5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準」における指揮・命令系統と同じ。

## ウ 議員の基本的行動

議員は第2段階(国内発生早期)以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。なお、自身又は家族に発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控えるとともに議会事務局へ報告する。さらに、議員としての立場(非代替性)を踏まえて、活動に当たるものとする。

- 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- 感染症発生地域又は発生地域を経由する議員の出張・外出は必要性・重要性を検討し、可能な限り控える。
- 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4には、不要不急の外出を自粛する。
- 議会事務局からの提供情報を隨時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- 災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。
- 議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- 議会事務局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。

## エ 発生時期に応じた議員の行動

### a. 第2段階(国内発生早期)又は警戒ステージ1

- 毎朝、本人及び家族等の健康状態の把握を行う。
- 発熱及び風邪症状(咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告する。
- 登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る。
- 接触確認アプリの活用など率先して自身の感染状況の把握に努める。

### b. 第2・3段階(道内発生期)又は警戒ステージ2

- 第2段階時の行動基準を継続する。
- 会議の開催に当っては、3つの密に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。
- 当面の議会活動内容について検討を行う。
- 住民から収集した町への要望等については、議会事務局を通じて行う。

c. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4

- 第2・3段階時の行動基準を継続する。
- 集まる会議開催は必要最小限とし、オンラインによる手法を活用する。
- 不要不急の外出を自粛する。
- 3つの密が懸念される会合など、感染拡大防止策を講じていない施設への外出・出席を自粛する。
- 感染拡大地域への往来を自粛する。

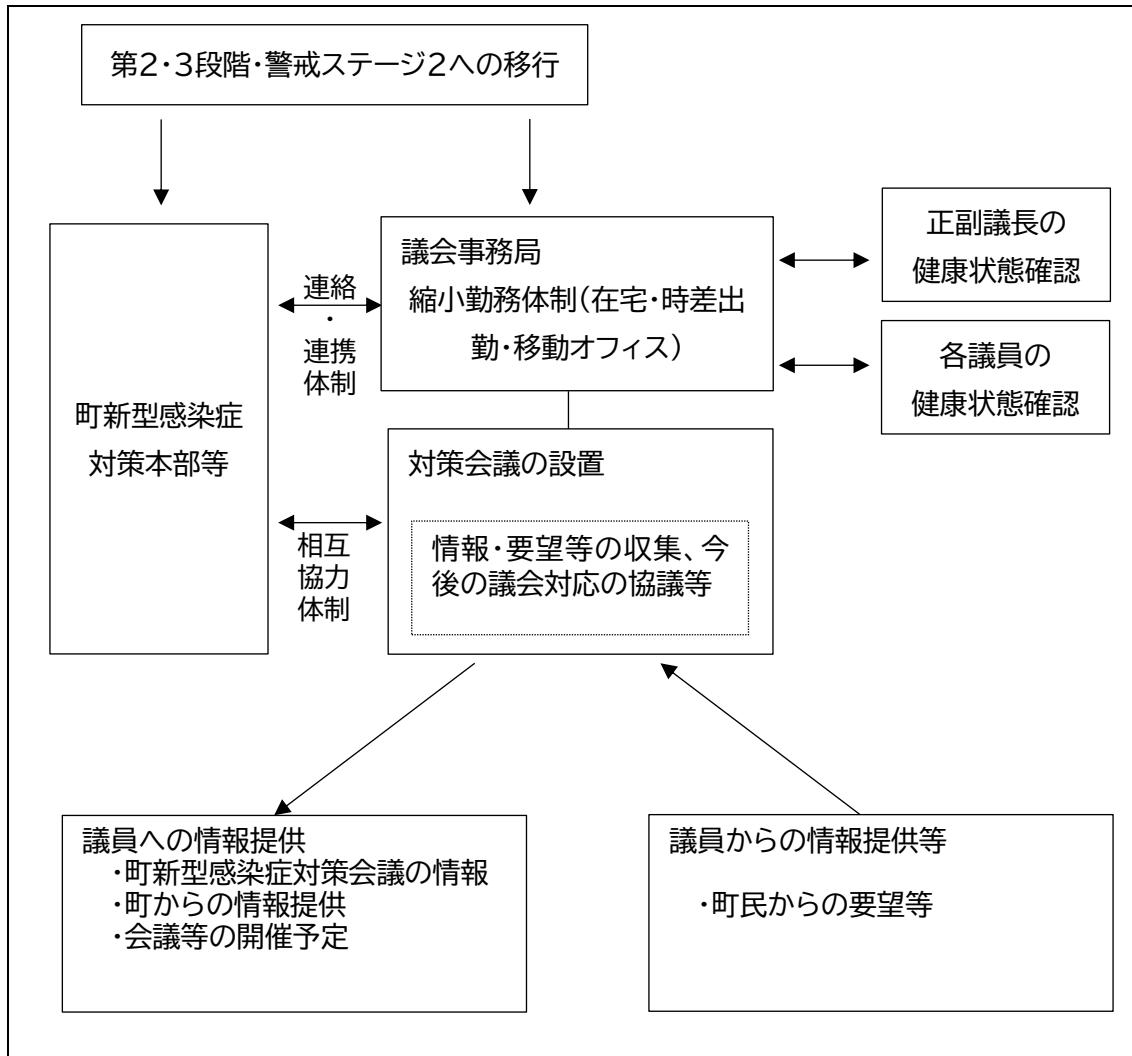
d. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ5

- 警戒ステージ3・4時の行動基準を継続する。
- 外出を自粛する。
- 道外との往来は自粛する。
- 町においても業務継続計画に基づく業務体制が実施されていることから、執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。

e. 第4段階(小康期)

- 第2段階時の行動基準は継続する。
- 順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

## 第2・3段階・警戒ステージ2の議会・議会事務局の行動の流れ

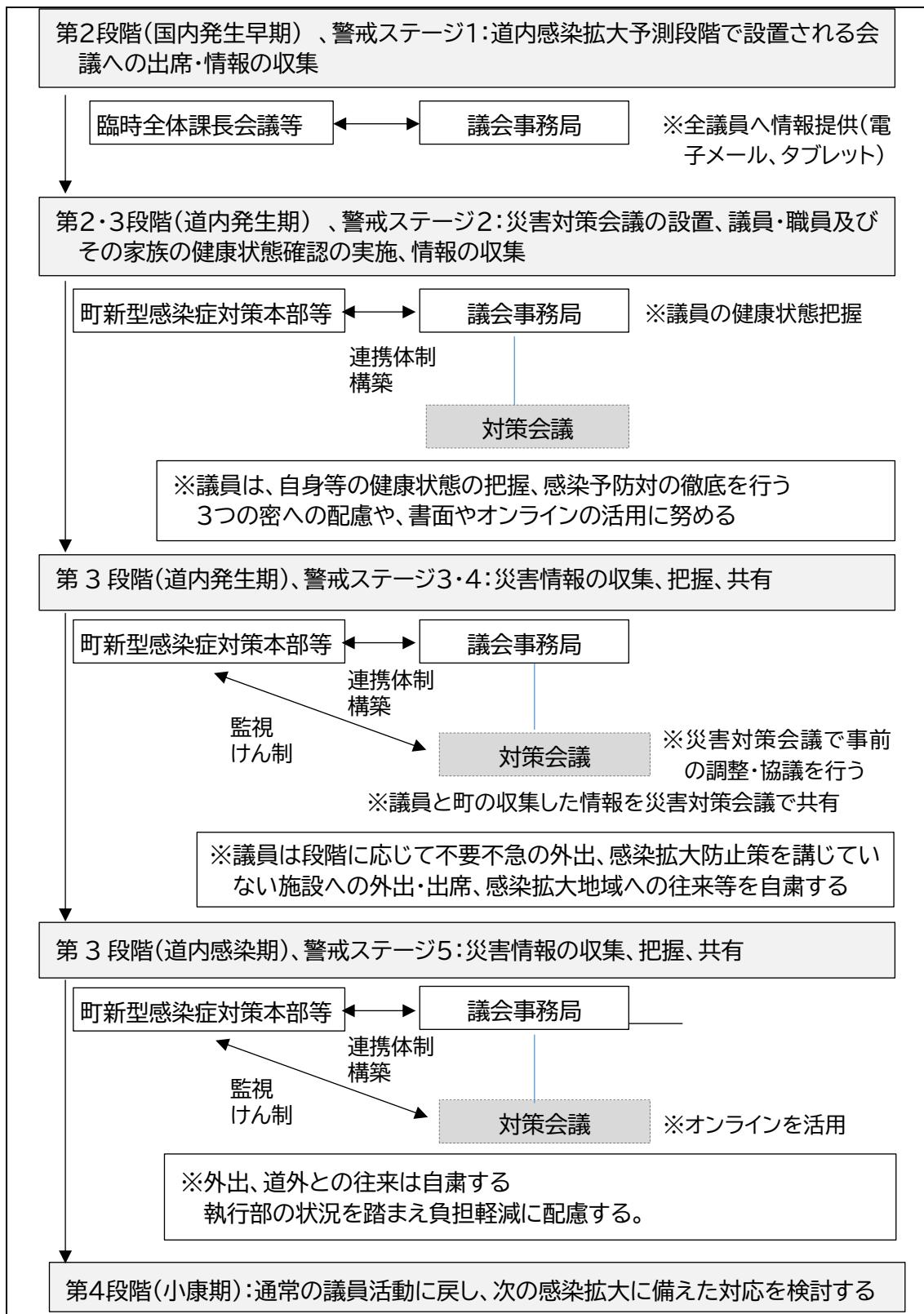


### (3)行動時期に応じた活動内容の整理

発生からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期(発生段階、新型コロナウイルス感染症については3つのステージ)に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、発生段階等に応じた基本的行動パターンとして整理するものである。なお、第4段階から平常時に移行していく段階では、次の感染拡大への備えや特別な対策が町において実施されることが考えられる。時期を逸することなくスピード感を持って、議会機能を発揮する必要がある。

## ① 行動形態

感染症発生時の行動形態は、次のとおりとする。



## ② 行動基準

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

時期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【第2段階】 国内発生早期	・備蓄品(マスク、消毒液)の確保状況確認		
【第2段階】 国内発生早期 又は 警戒ステージ1	・本人及び家族等の健康状態の把握 ・時差出勤活用の検討 ・消毒液設置 ・マスク着用 ・町本部と連携し情報共有		・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告 ・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策を徹底
【第2・3段階】 道内発生期 又は 警戒ステージ2	・上段の内容継続 ・優先業務の確認 ・議員への情報提供 ・3つの密に配慮した会議開催、書面、オンラインを活用 ・在宅勤務・時差出勤又は移動オフィス(分散勤務)の体制を整え、必要に応じて命ずる	・災害対策会議の設置 ・災害対策会議開催の検討 ・町の業務継続計画の発令に備え、当面の議会活動について検討	・上段の内容継続 ・3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める ・住民からの要望等の収集
【第3段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ3・4	・上段の内容継続 ・継続する通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う ・災害対策会議の運営 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施	・災害対策会議の開催	・上段の内容継続 ・集まる会議開催は必要最小限とし、オンライン会議を活用する ・不要不急の外出自粛 ・感染拡大防止策を講じていない施設への外出・出席を自粛 ・感染拡大地域への往来を自粛

【第3段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ5	・上段の内容継続	・災害対策会議の開催	・上段の内容継続 ・外出を自粛。 ・道外との往来は自粛 ・執行部の状況を踏まえ 負担軽減に配慮
【第4段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ5	・順次、通常の業務を再開 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施 ・3つの密回避の配慮	・次の感染拡大に備えた対応を検討	・順次、通常の議員活動に戻す ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告する。 ・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る

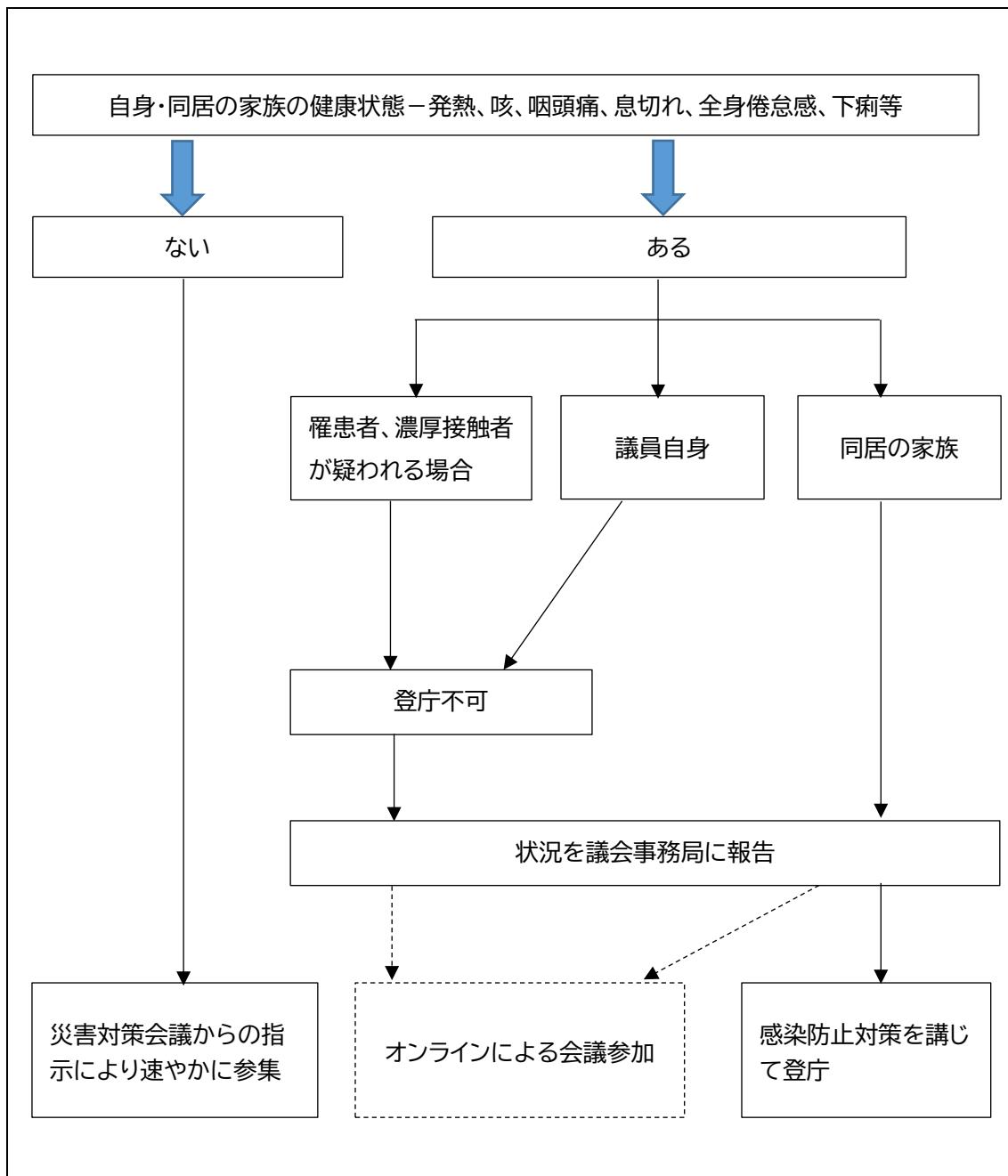
### ③ 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

### 議員参集基準

災害種別	参集方法(手段)	参集場所	服装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する	委員会室又は議会事務局が指定する場所	通常の服装	マスク等 タブレット、携帯電話、筆記用具など

## 議員の参集フロー



議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておくことが必要である。